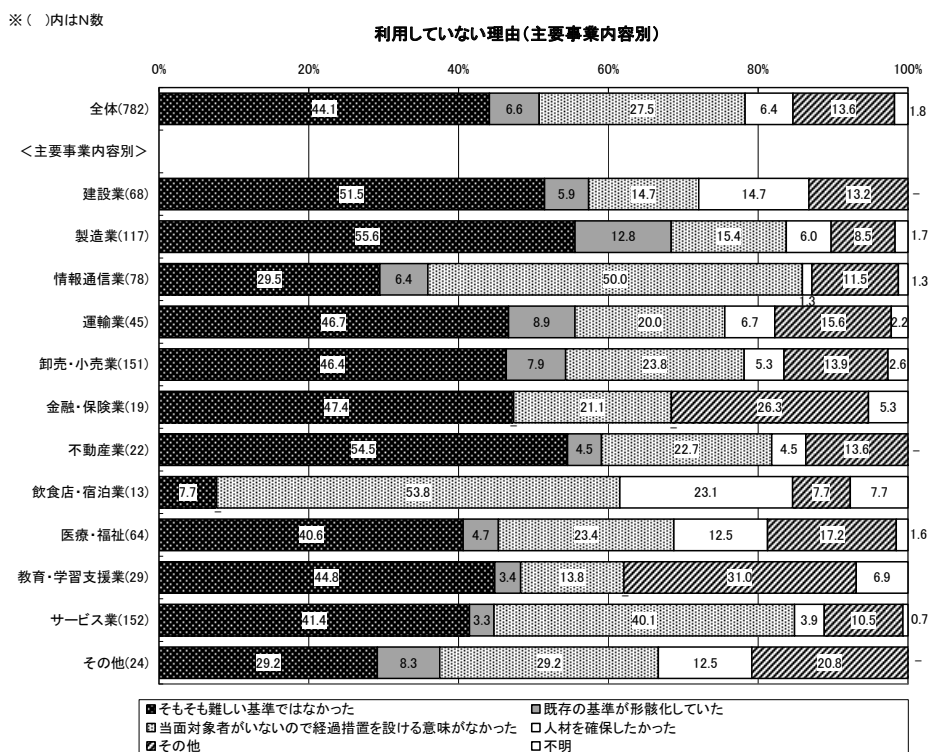


(2) -2 経過措置を利用していない理由

○法改正及び12年間の経過措置の内容について知っており、12年間の経過措置を利用していない782社において、12年間の経過措置を利用していない理由（単数回答）は、「そもそも難しい基準ではなかった」（44.1%）が最も多く、次いで「当面对象者がいないので経過措置を設ける意味がなかった」（27.5%）となっている。



5. 指針の認知度

○法改正について知っており、12年間の経過措置の内容についても知っている2,097社において、「高齢者雇用確保措置の実施及び運用に関する指針」に関して、「指針のことを知っており、内容についても知っている」は75.3%、「指針のことは知っているが、内容については詳しく知らない」は17.6%となっている。